

## 緊急事態宣言の再延長に伴う学校及び社会教育施設等の対応

### 公立学校

#### 【県立学校】

#### ①教育活動【6月1日～6月20日まで】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に実施。
- 県外活動（修学旅行を含む）は行わない。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とする。

#### ②部活動【6月1日～6月20日まで】

- 平日（4日）は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内（活動拠点が無い場合は当該施設含む）のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。活動時間は2時間以内とする。
- 土日は、原則休止とする。  
（高体連・中体連等が主催する大会参加、それに伴う練習：現行通り）
  - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は可とする。

#### ③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
  - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施  
調査時期：5月、11月  
対 象：各市町（神戸市含む）小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）  
（期間延長）
  - ・SNS 悩み相談の拡充（6月20日まで）（17:00～21:00 → 16:00～22:00）

### 社会教育施設等（教育委員会所管分）

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

※なお、使用制限等については、対処方針の「施設の使用制限等」とする。